

## [事案 29-180] 新契約無効請求

・平成 30 年 4 月 4 日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、契約の取消しおよび一時払保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した 2 件の外貨建個人年金保険について、以下の理由により、契約を取り消して一時払保険料を返還してほしい。

- (1)年金保証金額は、豪ドルで年金原資の 130%が最低保証される内容であるにも関わらず、説明は常に日本円で行われたため、日本円で 130%保証されると誤解した。
- (2)早いテンポで話を進める、親族の同意を求めない等、高齢で難聴のある者に対する配慮が欠けていた。
- (3)約款は申込後に保険証券とともに渡されたため、申込み前に見ることができなかった。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、年金保証金額は、豪ドルで年金原資の 130%保証であることを説明している。
- (2)募集は 3 回にわたって行われており、募集人は、申込手続を急がせるようなこともしておらず、高齢者対応として問題はない。また、申立人は難聴ではあるものの、大きめの声で話をすれば問題はなかった。
- (3)約款は申込日に説明した上で交付している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明等に問題があったことや申立人に対する配慮不足は認められないことから、契約の取消しおよび一時払保険料の返還は認められない。しかし、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)保険料には、申立人が保有していた金融資産の大半が充てられており、そのことは、募集人も理解していた。しかし、申立人の年齢、収入、生活状況、本契約は解約返戻金が元本割れの危険のある金融商品であること等を踏まえると、ある程度の金融資産は申立人の将来のために保全しておく必要性が認められる。
- (2)この点、適合性確認書兼意向確認書では、日常生活資金を確保するための収入や金融資産を別途十分に確保しているかとの確認事項に対し、「はい」と回答されている。しかし、この回答は、募集人が記載しており、申立人の認識が反映されているものか疑問が残り、申立人の認識が反映されていたとしても、適合性の原則の趣旨を踏まえると、大半の金融資産を保険料に充てる募集は不適切であったといわざるを得ない。

